

下榎交流センターだより

編集 日野町下榎交流センター
〒689-4526 日野町下榎 157 番地 1
電話：72-1191 (FAX 兼)
E-mail：rinpoka@town.tottori-hino.lg.jp

下榎交流センター事業「生け花教室・クラフト教室・書道教室・手芸教室」

生け花教室、クラフト教室、書道教室は何気ない会話の中から出てきた「やりたいな」の言葉から「やろう」という形になって始まった教室です。

クラフト教室は、個々が作りたいバックや小物を自由に選び、参加者の意見を参考にしながら飾りを付けたり、交換したテープを使ったりして楽しみながら制作をしています。書道教室は、書きたい字の見本を書いてもらい、無の境地になって、一文字一文字集中して書いていきます。その後、チェックしてもらいながら「跳ねの部分が上手くいかない」とか、「これは上手く書けた」と言って批評や感想を交換しています。完成した作品は、文化祭への展示も兼ねていますが、受講者のみなさんの上手に書けるようになりたいという思いが上達への一番の力になります。そんなみなさんの思いが字に表れ、上達していく様子を見ることが、とても楽しいです。生け花教室では、色々ある流派の中の「草月流」を学んでいます。個性が出る自由創作により生けるので、同じ花材を使っても不思議なくらい同じものはありません。生け方一つで華やかになったり、カッコよくなったり、可愛くなったりと、色々な顔が見られるのも、またおもしろいです。どの教室も、終盤にはお茶を飲みながら談笑することが楽しみの一つになっています。



【掛け軸と生け花】

現在、どの教室においても解放文化祭の展示に向け、一生懸命ものづくり等の作業を行っています。6月から復活した生け花教室も新たに始まったクラフト教室や書道教室も、参加される生徒数は、まだまだ多くありません。また、長年行っている手芸教室も生徒数は年々減ってきています。新規参加は大歓迎ですので、奮ってご参加ください。

- 生け花と書道教室は、月1回、土曜日の開催。
- 手芸教室は、月1回、水曜日か木曜日の開催。
- クラフト教室は、10月より月1回、第1か第3の金曜日のどちらかに開催します。

料理教室★

あっさり・さっぱり夏ランチ



ました。

料理の説明の後に調理場へ移動。いつものように誰かの指示で動くのではなく、それぞれが自分の持ち場を決め、

8月25日、老人憩の家で料理教室を開催しました。今回は暑い夏を乗り切るため、あっさり・さっぱり夏ランチをテーマに、ねばとろうどんをはじめ、メインのさっぱりとした蒸し鶏料理、夏野菜のゴー



ヤとパプリカを使った副菜、和のデザートを作りました。参加者は8人で、指導者の管理栄養士森本愛友さんと主任保健師生田直子さんを合わせ、10人で料理教室を行い

料理手順の書いてある張り紙を確認しながら、活気ある声とともに料理を作りました。

12時のチャイムがなるタイミングで全ての料理が完成し、森本さんの「いただきます」の合図で手を合わせ食べました。夏バテで食欲のない人からも「うどんだから食べられる、良かったわ」という声が聞かれました。今年の暑さは昨年よりさらに暑かったので、とても良いメニューだったとの評価をしていただきました。次回の料理教室は、みなさんと相談しながら、11月17日の開催となりました。ご参加お待ちしております。

◆第48回日野町解放文化祭◆11月8日(土)・11/9(日)開催!!

展示会・講演会・即売会・バザーなど盛りだくさんです。皆さんぜひご来場ください!

※詳しくは、10月20日配布のチラシをご覧ください。

農業委員会だより No.114

農地パトロール実施中！

農地転用申請や非農地証明申請をご検討の場合は、
お気軽に農業委員までご相談ください。

今年も農地の利用状況や遊休農地の早期発見、再生困難な農地の把握等を目的として、農地パトロールを実施しています。農地として使用されておらず、山林・原野化していることが確認された場合、農業委員会で非農地通知を発行させていただくことがあります。

なお、非農地通知が発行されただけでは地目は変更されませんので、発行された非農地通知に基づき、ご自身で法務局にて、地目変更登記の手続きをお願いします。

農地の適正な管理を怠ると、雑草が茂り害虫等の温床となるだけでなく、不法投棄等を招きやすくなり、周辺住民の迷惑となる可能性があります。雑草や病害虫駆除など、農地の適正な管理をお願いします。

●農地パトロールの流れ

地区ごとに農業委員、推進委員が耕作の状況を見回りながら遊休農地になっていないか確認します。

併せて、山林・原野化している再生困難な農地についても確認します。



遊休農地と判断された場合

所有者に今後の農地利用について意向調査を行います。

【意向回答例】

①自身で管理する ②他者に貸す予定がある ③借り手を斡旋してもらいたい

※耕作者不在となる場合は農業委員会にご相談ください。

※「再生困難な農地」と判断された場合、所有者へ「非農地通知」を送付します。



「③借り手を斡旋してもらいたい」と回答された場合

農業委員会が借り手を斡旋します。借り手を斡旋できない場合は、残念ながら、林地等への農地転用を勧めさせてもらった上、所有者の方に、近隣の迷惑とならないよう管理していただくこととなります。

農地利用意向調査に無回答、または回答と異なる不適切な農地管理が行われた場合、文書にて勧告の上、農地の固定資産税額が約 1.8 倍となりますので必ず回答をお願いします。

※「遊休農地」とは
1年以上耕作、草刈り等保全
管理がされていないと見受け
られる農地などです。

農地の貸し借りには、利用権設定等計画書の提出が必要です。

農地の有効利用と農業振興を図るため、「耕作を引き受けても良い」という農業者と、高齢や仕事などの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地の貸借の権利（利用権）を設定し、農地の貸し借りをする際は、農業委員会へ相談、手続きをお願いします。

農地中間管理機構（鳥取県農業農村担い手育成機構）を経由した貸し借りとなります。

地権者



農地中間管理機構
（鳥取県農業農村担い手育成機構）



耕作者

【法改正に伴う利用権の扱いについて】

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、利用権設定が農地中間管理機構を介した貸借へ一本化されることとなりました。

ただし、現在有効の利用権設定は、設定した期間満了日まで有効です。

【問合せ先】農業委員会（電話 72-2103）